１　平成１６年度公共用水域水質測定結果の概要

（１）水質測定の状況

１６年度における公共用水域の水質測定については、公共用水域の水質測定計画に基づき、府内の６３河川１０９地点、６海域１９地点の合計１２８地点において延べ１８，８２４項目について実施しました。

測定機関及び地点数

測　定　機　関	地 点 数
京都府	７３地点
京都市	３１地点
国土交通省	２４地点
合　計	１２８地点

測定項目及び延べ件数

測　定　項　目	延べ項目数
①人の健康の保護に関する項目（ｶﾄﾞﾐｳﾑ、全ｼｱﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等）	6,142
②生活環境の保全に関する項目（pH、BOD、COD、SS等）	9,947
③①及び②以外の項目であって水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められている項目及びその他の項目（銅、ｸﾛﾑ、亜鉛等）	2,735
合　計	18,824

（２）環境基準の達成状況

環境基準については、人の健康の保護に関する項目と生活環境の保全に関する項目に分けて設定されています。

これらの達成状況は次のとおりです。

ア　人の健康の保護に関する項目

カドミウム等２６項目については、環境基準がすべての公共用水域に一律に定められており、直ちに達成すべきものとされています。

１６年度は、古川の中橋で鉛についての環境基準が非達成でした。

イ　生活環境の保全に関する項目

ｐＨ、ＢＯＤ（ＣＯＤ）等生活環境の保全に関する環境基準については、水域ごとに利用目的に応じて、河川の場合６類型、海域の場合３類型（海域の全窒素、全燐については４類型）に区分され当てはめられています。

１６年度は、河川は４１水域のうち４０水域でＢＯＤの環境基準を達成、海域は７水域のうち４水域でＣＯＤの環境基準を達成しています。（９、１０ページ）

また、全窒素及び全燐については環境基準の設定されている５海域のうち２海域で環境基準を達成しています。（１０ページ）

なお、全般的にみると各水域の水質は、近年、概ね横ばいとなっています。

２　平成１６年度地下水水質測定結果の概要

（１）水質測定の状況

府は、地下水の水質の汚染状況を常時監視するため、元年度から水質汚濁防止に基づく測定計画を作成し、この計画に基づき府、京都市及び国土交通省が府内の地下水の水質測定を実施しています。

１６年度は、府内１３市１８町１村の１６３地点で延べ１８１２項目について水質測定を実施しました。

測定機関及び地点数

測定の種類 測定機関	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査※１	計
京都府	48	9	48	105
京都市	10	5	38	延べ53(52)※2
国土交通省	2	－	4	6
合計	60	14	90	延べ164(163)※2

※１　汚染範囲確認調査を含む。以下同じ。
※２　京都市内の１地点において、概況調査及び定期モニタリング調査の両方の調査を行っているため実調査地点数は１６３となる。

測定物質及び件数

物質名	件数	物質名	件数
カドミウム	３２	トリクロロエチレン	１４４
全シアン	２５	テトラクロロエチレン	１４４
鉛	３４	1,3-ジクロロプロペン	２２
六価クロム	２５	チウラム	２２
砒素	５５	シマジン	２２
総水銀	３９	チオベンカルブ	２２
アルキル水銀	８	ベンゼン	１０２
ＰＣＢ	６	セレン	９
ジクロロメタン	１０６	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	７７
四塩化炭素	１１２	ふっ素	６４
1,2-ジクロロエタン	１０２	ほう素	７７
1,1-ジクロロエチレン	１３９	トランス-1,2-ジクロロエチレン	３５
シス-1,2-ジクロロエチレン	１４４	ニッケル	２
1,1,1-トリクロロエタン	１３９	アンチモン	２
1,1,2-トリクロロエタン	１０２	合計	１８１２

（２）環境基準の達成状況

環境基準の達成状況は次のとおりです。

ア　概況調査

１１市１６町１村（６０地点）において延べ８１４項目について調査した結果、総水銀（１地点）、テトラクロロエチレン（１地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（１地点）、ほう素（１地点）が環境基準を超過しました。

イ　汚染井戸周辺地区調査

概況調査で新たに検出等があった地点の周辺（１４地点）において延べ７３項目について調査した結果、総水銀（２地点）、テトラクロロエチレン（２地点）が環境基準を超過しました。

ウ　定期モニタリング調査

これまでの調査においていずれかの項目の検出がみられた１１市７町１村（９０地点）において汚染の推移を調べるためモニタリング調査を続けており、延べ９２５項目について調査した結果、砒素（３地点）、１，１－ジクロロエチレン（１地点）、シス－１，２ジクロロエチレン（２地点）、テトラクロロエチレン（８地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（４地点）、ふっ素（２地点）が環境基準を超過しました。

環境基準の達成状況

	環境基準超過地点／調査地点	超　過　率
概況調査	３／60	5.0％
汚染井戸周辺地区調査	３／14	21.4％
定期モニタリング調査	20／90	22.2％

環境基準等の達成状況

項目名＼区分	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査
	超過地点数／調査地点数	超過地点数／調査地点数	超過地点数／調査地点数
カドミウム	０／32	－	－
全シアン	０／25	－	－
鉛	０／32	－	０／１
六価クロム	０／25	－	－
砒素	０／38	－	３／９
総水銀	１／32	２／７	－
アルキル水銀	０／１	０／７	－
ＰＣＢ	０／６	－	－
ジクロロメタン	０／36	－	０／36
四塩化炭素	０／36	－	０／38
１，２－ジクロロエタン	０／36	－	０／33
１，１－ジクロロエチレン	０／36	０／７	１／50
シス－１，２－ジクロロエチレン	０／36	０／12	２／50
１，１，１－トリクロロエタン	０／36	０／７	０／50
１，１，２－トリクロロエタン	０／36	－	０／33
トリクロロエチレン	０／36	０／12	０／50
テトラクロロエチレン	１／36	２／12	８／50
１，３－ジクロロプロペン	０／22	－	－
チウラム	０／22	－	－
シマジン	０／22	－	－
チオベンカルブ	０／22	－	－
ベンゼン	０／36	－	０／33
セレン	０／９	－	－
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	１／54	－	４／18
ふっ素	０／54	－	２／５
ほう素	１／54	０／２	０／11
トランス－１，２－ジクロロエチレン	－	０／７	０／15
ニッケル	０／２	－	－
アンチモン	０／２	－	－

（注）　１　トランス－１，２－ジクロロエチレン、ニッケル及びアンチモンについては、平成５年３月８日環水管第21号環境庁通知に基づく要監視項目であり、指針値で評価しています。

２　超過地点数とは環境基準等を超過した地点数です。